

令和5年12月市議会定例会
提出議案の要旨

目 次

1	報告案件	1
2	議決案件	8
3	同意案件	70

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和5年11月22日

1 報告

報告第10号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について

(1) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和5年10月10日 豊専第24号	令和5年8月5日午後6時頃、亀首町札掛地内において、公用車（小型動力ポンプ付き積載車）を停車させ、車両を離れたところ、地面の傾斜により車両が歩道側に動き出し、車両前部が歩道に設置された標識の支柱に接触したもの
損害賠償額	297,000円
相手方の損害の程度	標識の支柱の損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 車両がマニュアル車であったにもかかわらず、サイドブレーキをかけず、また、車止めの設置を講じなかったことによる。</p> <p>2 担当課 消防本部総務課</p> <p>3 事故の防止策 消防団員に対し、車両の特性及び当該特性に応じた停車時の手順を周知した。また、停車させる際の手順を示したものを公用車に配備することとした。</p>

(2) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和5年10月20日 豊専第25号	令和5年5月16日午後1時50分頃、日南町一丁目地内において、アパートの駐車場に設置されたごみステーションに公用車（ごみ収集車）を近づけるため、後退させたところ、右後方のアパートの外壁に接触したもの
損害賠償額	467,500円
相手方の損害の程度	アパートの外壁の損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 後退時において、運転手にとっては左後方に駐車してあった車両に気を取られ、右後方の安全確認が不十分となったこと、車両誘導者にとっては左後方に立って誘導を行ったために右後方の安全確認が不十分となったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車を後退させるときは、運転手、車両誘導者ともに車両後方を始めとした周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。</p>

(3) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和5年10月20日 豊専第26号	令和5年8月15日午前8時40分頃、西岡町西山地内において、公用車（ごみ収集車）の方向転換を行うため、アパートの駐車場に左折して進入しようとしたところ、右後方の相手方住宅の塀に接触したもの
損害賠償額	99,000円
相手方の損害の程度	塀の損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 粗大ごみの収集であったため収集の経路が固定されているわけではなく、慣れない狭い場所で方向転換をしようとしてしまったこと及びオーバーハングに対する認識が甘く、周囲の安全確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、慣れない狭い場所で運転する際は同乗者が降車して積極的に誘導するなどの安全確保策を講じること及びオーバーハングによる事故が生じ得る場所を公用車で走行するときは同乗者が周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。</p>

(4) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和5年11月1日 豊専第27号	令和5年10月5日午前10時頃、足助病院駐車場において、用務を終え、帰庁するために公用車へ乗車しようとドアを開けたところ、右方に駐車してあった相手方車両に接触したもの
損 害 賠 償 額	117,881円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	左前部ドアの損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 周囲に車両があり危険が存するにもかかわらず、気を緩め、ドアを開けてしまったことによる。2 事故当事者の所属 地域振興部自治推進室足助支所3 事故の防止策 職場において、公用車を使用するときは、あらゆるところに事故の危険が存することを認識し、周囲の状況に常に注意を払うことについて、周知徹底を図った。

(5) 緑道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和5年11月6日</p> <p>豊専第28号</p>	<p>令和5年7月11日午後8時頃、前田町四丁目地内において、相手方が自転車で枝下緑道を走行していたところ、当該緑道に設置されていた横断側溝のグレーチングの隙間にタイヤがはまり、パンクしたもの</p>
<p>損 害 賠 償 額</p>	<p>4,989円</p>
<p>相 手 方 の 損 害 の 程 度</p>	<p>前後輪のタイヤのパンク</p>
<p>備 考</p>	<p>1 事故発生の原因 緑道の設備について点検ができておらず、横断側溝のグレーチング部に隙間が生じていたにもかかわらず、放置していたことによる。</p> <p>2 担当課 都市整備部公園緑地つかう課</p> <p>3 事故の防止策 隙間が生じていたグレーチング部については、修繕を実施した。また、枝下緑道に設置されている他の横断側溝についても点検を行い、同様の状態のものについては修繕を実施した。</p>

2 和解の成立について
著作権侵害損害賠償請求事件

専決年月日及び専決番号	相手方
<p>令和5年11月9日</p> <p>豊専第29号</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>個人情報のため非掲載</p> </div>
<p>和解内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市は、相手方が著作権を有するイラスト1点を、猿投、猿投台、井郷、石野及び保見の各地域における「地域会議だより」並びに市のホームページ上において、平成25年2月から、相手方の許諾なく使用していたことを認める。 2 市は、相手方に対し、前項に係る解決金として金85万7,500円を支払う。 3 市は、相手方の許諾なく使用していたイラストについて、市のホームページ上から削除したことを確約する。 4 市は、相手方に対し、今後、相手方が著作権を有するイラストを相手方の許諾なく使用しないことを確約する。 5 市と相手方との間には、本件に関し、和解契約に定めるもののほか、何ら債権債務の存在しないことを相互に確認する。

【担当課：猿投支所】

3 工事請負契約の変更について

都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第1工区その3）

区 分	金 額（単位 円）	議決議会、専決年月日等
変更前金額 （議決金額）	A 1, 210, 000, 000	令和3年12月市議会定例会 議案第123号
変更後金額 （1回目）	B 1, 196, 475, 500	令和5年1月30日 豊専第7号
変更後金額 （今 回）	C 1, 197, 507, 300	令和5年11月20日 豊専第30号
増 減 額	B - A △ 13, 524, 500 C - B 1, 031, 800 C - A △ 12, 492, 700	
主 変 更 内 容	<p>道路照明設備工において使用する資材の変更 (1) 既設資材の再利用 → 新たな資材の使用 (2) 道路照明設備の配線に係る資材について、劣化が進行しており再利用できないことが判明し、新たな資材を使用する必要性が生じたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 前田・太啓建設共同企業体 代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号 前田建設工業株式会社 中部支店 常務執行役員支店長 稼農 泰嘉</p> <p>2 担当課 建設部街路課</p> <p>3 完成予定日 令和6年3月15日</p>	

4 令和5年度豊田市一般会計補正予算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

2 議決

議案第115号 豊田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

【要旨】

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく市長の許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規制を強化するため、これらの行為の許可を要する規模について必要な事項を定める。

1 用語の意義

この条例において使用する用語は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

2 許可を要する条例で定める特定盛土等の規模

法第32条に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、次のとおりとする。

- (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（(1)及び(2)に該当する盛土又は切土を除く。）
- (4) (1)又は(3)に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの
- (5) (1)から(4)までのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

3 許可を要する条例で定める土石の堆積の規模

法第32条に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、次のとおりとする。

- (1) 高さが2メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えるもの
- (2) (1)に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの

【備考】

施行期日

法第26条第4項の規定による特定盛土等規制区域の公示の日

【担当課：開発調整課】

議案第 1 1 6 号 豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

難病患者支援金の支給に関する事務において、市長が利用することができる特定個人情報として、医療保険給付関係情報及び公金受取口座情報を追加する。

難病患者支援金の支給に関する事務において利用することができる特定個人情報の追加

現 行	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日以後
(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> (6) <u>公金受取口座情報であって規則で定めるもの</u>

【担当課：保健支援課】

議案第 1 1 7 号 豊田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例

【要旨】

令和 5 年人事院勧告に準じて、一般職の任期付職員の給料月額及び期末手当に係る支給割合の改定を行う。

1 一般職の任期付職員の給料月額の引上げ

号給	現 行	改 正 後
1	376,000円	380,000円
2	422,000円	427,000円
3	472,000円	477,000円
4	533,000円	539,000円
5	608,000円	615,000円
6	710,000円	718,000円
7	830,000円	839,000円

2 一般職の任期付職員の期末手当の支給割合の改定

令和 5 年 1 2 月 1 日前まで	令和 5 年 1 2 月 1 日以後	令和 6 年 4 月 1 日以後
100 分の 165	100 分の 175	100 分の 170

【備考】

1 一般職の任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、任命権者が選考により任期を定めて採用する職員

2 一般職の任期付職員の期末手当の額

期末手当の支給基準日現在において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、期末手当に係る支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第 1 1 8 号 豊田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

令和 5 年人事院勧告に準じて、職員の週休日及び勤務時間の割振りについて子の養育又は配偶者等の介護をする職員に認められている特例措置の適用範囲を、その他の職員へ拡大する。

子の養育又は配偶者等の介護をする職員に認められている特例措置の適用範囲のその他の職員への拡大（令和 6 年 4 月 1 日以後）

任命権者は、子の養育又は配偶者等の介護をする職員以外の職員（育児短時間勤務職員等を除く。）についても、週休日について、公務の運営に支障がないと認める場合に、職員の申告を経て、1 月ごとの期間につき週休日に加えて当該職員の週休日を設けることができるものとする。

【備考】

育児短時間勤務職員等

地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員等

【担当課：人事課】

議案第 1 1 9 号 豊田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、議会の議員の期末手当に係る支給割合を改定する。

議会の議員の期末手当の支給割合の改定

令和 5 年 1 2 月 1 日前まで	令和 5 年 1 2 月 1 日以後	令和 6 年 4 月 1 日以後
100 分の 165	100 分の 175	100 分の 170

【備考】

議会の議員の期末手当の額

議員報酬の月額及びその額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第120号 豊田市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるほか、期末手当に係る支給割合の改定その他所要の改正を行う。

1 条例の題名の変更

<現 行>	<令和6年4月1日以後>
豊田市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	豊田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

2 勤勉手当の新設（令和6年4月1日以後）

(1) 勤勉手当の支給日

4月及び10月のうちそれぞれ市長が規則で定める日に支給する。

(2) 勤勉手当の支給対象者

10月支給分	4月末日において1週間当たりの正規の勤務時間の合計が30時間以上との勤務条件で任用され在職している会計年度任用職員で、9月30日に至るまで引き続き在職したもの。また、9月1日から同月30日までの間に死亡した会計年度任用職員に対しても支給する。
4月支給分	10月末日において1週間当たりの正規の勤務時間の合計が30時間以上との勤務条件で任用され在職している会計年度任用職員で、翌年3月31日に至るまで引き続き在職したもの。また、3月1日から同月31日までの間に死亡した会計年度任用職員に対しても支給する。

(3) 勤勉手当の支給に係る根拠規定の整備

勤勉手当は、基準日（10月支給分にあつては9月30日、4月支給分にあつては3月31日）の属する年度における勤務成績及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。

(4) 勤勉手当の額

勤勉手当基礎額（10月支給分については4月から9月末日までの勤務に対して支給される報酬の額、4月支給分については10月から翌年3月末日までの勤務に対して支給される報酬の額の合計をそれぞれ6で除して得た額。）に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 期末手当の支給割合の改定

現 行	令和6年4月1日以後
100分の120	100分の122.5

【備考】

1 会計年度任用職員

一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

2 会計年度任用職員の期末手当の額

期末手当基礎額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第121号 豊田市特別職職員の給与を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、特別職職員の期末手当に係る支給割合を改定する。

特別職職員の期末手当の支給割合の改定

令和5年12月1日前まで	令和5年12月1日以後	令和6年4月1日以後
100分の165	100分の175	100分の170

【備考】

特別職職員の期末手当の額

特別職職員の受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第122号 豊田市職員給与条例の一部を改正する条例

【要旨】

令和5年人事院勧告に準じて、職員の給料月額の上上げ、期末手当及び勤勉手当に係る支給割合の改定並びに在宅勤務等手当の新設を行う。

1 給料月額の上上げ

平均上上げ率 1.31% (4,040円)

2 期末手当の支給割合の改定

職員の区分	令和5年12月1日 前まで	令和5年12月1日 以後	令和6年4月1日以 後
一般の職員	100分の120	100分の125	100分の122.5
特定管理職員	100分の100	100分の105	100分の102.5
定年前再任用短 時間勤務職員	100分の67.5	100分の70	100分の68.75
特定管理職員	100分の57.5	100分の60	100分の58.75

3 勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定

職員の区分	令和5年12月1日 前まで	令和5年12月1日 以後	令和6年4月1日以 後
一般の職員	100分の100	100分の105	100分の102.5
特定管理職員	100分の120	100分の125	100分の122.5
定年前再任用短 時間勤務職員	100分の47.5	100分の50	100分の48.75
特定管理職員	100分の57.5	100分の60	100分の58.75

4 在宅勤務等手当の新設（令和6年4月1日以後）

(1) 支給対象者

1日の正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。）の全部について、職員の住居その他これに準ずるものとして市長が認める場所において勤務した日数が、1か月当たり10日を超えた職員に対して支給する。

(2) 在宅勤務等手当の額

月額3,000円を支給する。

【備考】

1 一般職の職員の勤勉手当の額の総額の設定

勤勉手当の支給基準日現在において、一般職の職員の職員区分に属する職員が受けるべき給料、地域手当及び扶養手当の月額の合計額に、勤勉手当の割合を乗じて得た額の総額を、当該職員区分に属する職員に支給する勤勉手当の上限額とするもの

2 特定管理職員

副参事以上又はこれに相当する職員

【担当課：人事課】

議案第 1 2 3 号 豊田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【要旨】

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合において、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額する規定を整備するとともに、納税義務者に対して出産被保険者に係る届出を義務付ける。

- 1 国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合において当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額する規定の整備（令和6年1月1日以後）

国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、アからカまでに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を減額して得た額とする。

ア 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額

当該出産被保険者につき豊田市国民健康保険税条例（以下「条例」という。）第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき条例第4条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額

当該出産被保険者につき条例第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき条例第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

オ 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額

当該出産被保険者につき条例第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

カ 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき条例第10条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 2 納税義務者に対する出産被保険者に係る届出の義務付け（令和6年1月1日以後）
- (1) 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- ア 納税義務者の氏名、住所及び生年月日
 - イ 出産被保険者の氏名、住所及び生年月日
 - ウ 出産の予定日
 - エ 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - オ その他市長が必要と認める事項
- (2) 当該納税義務者は、届出書の提出に当たり、次に掲げる書類を添えなければならない。
- ア 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - イ 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - ウ 出産後に届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- (3) 届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- (4) 市長は、当該出産被保険者について(1)アからオまでに掲げる事項及び(2)アからウまでに掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、届出を省略させることができる。

【備考】

出産被保険者

納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者

【担当課：国保年金課】

議案第 1 2 4 号 豊田市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

【要旨】

後期高齢者医療保険料の納付額を平準化するとともに、納付に係る負担感の軽減を図るため、普通徴収の納期を変更する。

普通徴収の納期の変更

納期	現 行	令和 6 年 4 月 1 日以後
第 1 期	7 月 1 日から同月 3 1 日まで	7 月 1 日から同月 3 1 日まで
第 2 期	8 月 1 日から同月 3 1 日まで	8 月 1 日から同月 3 1 日まで
第 3 期	9 月 1 日から同月 3 0 日まで	9 月 1 日から同月 3 0 日まで
第 4 期	1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで	1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで
第 5 期	1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで	1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで
第 6 期	1 2 月 1 日から同月 2 5 日まで	1 2 月 1 日から同月 2 5 日まで
第 7 期	1 月 1 日から同月 3 1 日まで	1 月 1 日から同月 3 1 日まで
第 8 期	2 月 1 日から同月 2 8 日（うるう年の場合は 2 9 日）まで	2 月 1 日から同月 2 8 日（うるう年の場合は 2 9 日）まで
第 9 期	—	3 月 1 日から同月 3 1 日まで

【担当課：福祉医療課】

議案第 1 2 5 号 豊田市山村地域活性化住宅条例の一部を改正する条例

【要旨】

市営住宅等の整理及び再編に伴い、豊田市特定公共賃貸住宅コーポ梶畑の一部の住戸について、その位置づけを豊田市山村地域活性化住宅に変更する。

1 コーポ梶畑の一部の住戸の位置付けの変更

現 行	令和 6 年 1 月 1 日以後
豊田市特定公共賃貸住宅条例	豊田市山村地域活性化住宅条例

2 コーポ梶畑の住戸使用料等の額の設定（令和 6 年 1 月 1 日以後）

区 分	月 額
住戸使用料	1 2, 0 0 0 円
1 台当たりの駐車場使用料	5 0 0 円
共益費	1, 0 0 0 円

【担当課：定住促進課】

議案第126号 豊田市火災予防条例の一部を改正する条例

【要旨】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の多様化に対応し、安全性を確保するための規定の整備のほか、所要の改正を行う。

1 蓄電池設備の多様化に対応し、安全性を確保するための規定の整備

(1) 屋内に設ける蓄電池設備等に係る設置基準の変更

現 行	令和6年1月1日以後
キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。	建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(2) 蓄電池設備に係る雨水等の侵入防止措置の見直し（令和6年1月1日以後）

屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体に格納されたものとする。

(3) 規制対象となる蓄電池設備から除外する基準の変更（令和6年1月1日以後）

現 行	令和6年1月1日以後
規制対象となる蓄電池設備から、蓄電池設備のうち定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。	規制対象となる蓄電池設備から、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第2に定めるものを除く。

(4) 耐酸性の床等上に設けなければならない蓄電池設備の見直し（令和6年1月1日以後）

開放形鉛蓄電池を用いたもの以外のものについては、その電槽を耐酸性の床又は台上に設けなくてもよいものとする。

(5) 屋外に設ける蓄電池設備のうち建築物からの離隔距離が不要となるものの追加（令和6年1月1日以後）

屋外に設ける蓄電池設備のうち蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるものを、建築物からの離隔距離が不要となるものとして追加する。

(6) 設置に際して消防長への届出が必要となる蓄電池設備を限定するための規定の整備（令和6年1月1日以後）

蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備は、その設置に際して消防長への届出を要しないものとする。

2 建築物等及び可燃性の物品から一定の離隔距離を設けなければならない
 厨房設備の追加（令和6年1月1日以後）

種類				離隔距離			
				上方	側方	前方	後方
固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料と するもの	炭火焼き器	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料と するもの	炭火焼き器	80	30	—	30

【担当課：予防課】

議案第127号 豊田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
 を改正する条例

【要旨】

令和5年人事院勧告に準じて、企業職員の手当として在宅勤務等手当を新設する。

在宅勤務等手当の新設（令和6年4月1日以後）

1日の正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他事業管理者が別に定める時間を除く。）の全部について、職員の住居その他これに準ずるものとして事業管理者が認める場所において勤務した日数が、1か月当たり10日を超えた職員に対して在宅勤務等手当を支給する。

【担当課：経営管理課】

議案第128号 豊田市御内製作工房施設条例を廃止する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応するため、豊田市御内製作工房施設を廃止する。

豊田市御内製作工房施設の廃止（令和6年4月1日）

豊田市御内製作工房施設を廃止する。

【担当課：足助支所】

議案第129号から議案第135号まで 令和5年度豊田市補正予算
 →「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第136号 工事請負契約の締結について（豊田市美術館高橋節郎館増築等工事）

【要旨】

豊田市博物館、豊田市美術館及び豊田市美術館高橋節郎館への来館者の利便性の向上のため、豊田市美術館高橋節郎館の増築等を行う。

- 1 契約目的 豊田市美術館高橋節郎館増築等工事
- 2 契約金額 307,450,000円
- 3 相手方 豊田市深田町二丁目14番地8
神谷組工業株式会社
代表取締役 神谷 典之
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市小坂本町地内
- 2 工事概要
(1) エントランスホール増築工事 150.05㎡
(2) 改修工事 一式
- 3 完成予定日 令和6年12月11日

【担当課：美術館】

議案第137号 工事請負契約の締結について（中央公園第2期整備事業基盤造成工事）

【要旨】

中央公園第2期整備事業により、憩いと交流の拠点を整備するため、公園の新設に向けた造成工事を行う。

- 1 契約目的 中央公園第2期整備事業基盤造成工事
- 2 契約金額 468,050,000円
- 3 相手方 豊田市小坂本町一丁目5番地10
ヤハギ道路株式会社
取締役社長 櫻井 正典
- 4 契約方法 一般競争入札（4名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市広川町地内
- 2 工事概要
 - (1) 整備面積 4.6ha
 - (2) 敷地造成工 21,070m³
 - (3) ボックスカルバート工 267m
 - (4) 附帯工 一式
 - (5) 構造物撤去工 一式
 - (6) 仮設工 一式
- 3 完成予定日 令和7年6月30日

【担当課：公園緑地つくる課】

議案第138号 財産の取得について（小型乗合自動車（地域バス））

【要旨】

老朽化した地域バスの更新により安全・安心なバス運行を行うため、高岡地域ふれあいバスとして使用する小型乗合自動車を購入する。

1 取得する財産

(1) 種 別 小型乗合自動車（地域バス）

(2) 数 量 2台

2 取得価格 45,333,978円

3 相手方 豊田市伊保町大鳥居28番地
愛知日野自動車株式会社 豊田営業所
所長 吉田 茂雄

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による
随意契約

【備考】

1 物件概要
定員36人

2 供給予定期限
令和6年7月31日

【担当課：高岡支所】

議案第139号 財産の取得について（中型じん芥収集車）

【要旨】

安全で効率的なごみ収集体制を維持するため、中型じん芥収集車を購入する。

1 取得する財産

- (1) 種 別 中型じん芥収集車
(2) 数 量 2台

2 取得価格 23,728,980円

3 相手方 名古屋市中区千代田一丁目8番10号
バン自動車株式会社
代表取締役 坂 満夫

4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

1 物件概要

積載量 1,600kg以上

2 供給予定期限

令和7年2月28日

【担当課：清掃業務課】

議案第140号 指定管理者の指定について（豊田地域文化広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田地域文化広場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田地域文化広場
- 2 指定管理者となる団体 ホームックスグループ共同企業体
代表者 豊田市松ヶ枝町三丁目30番地
ホームックス株式会社
代表取締役 餅原 幹也
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 ホームックスグループ共同企業体の構成員
(1) ホームックス株式会社
(2) アイレクススポーツライフ株式会社
- 2 ホームックス株式会社の概要
(1) 設立年月 昭和50年2月
(2) 資本金 30,000,000円
(3) 従業員数 189名
(4) 事業内容 ア 指定管理者施設運営事業
イ ビルメンテナンス事業
ウ 廃棄物処理事業
エ リサイクル事業
オ 下水道維持管理事業
- 3 アイレクススポーツライフ株式会社の概要
(1) 設立年月 平成23年3月
(2) 資本金 50,000,000円
(3) 従業員数 95名
(4) 事業内容 ア フィットネスクラブ経営事業
イ スイミングスクール経営事業
ウ スポーツ施設等運営受託事業
エ インストラクター派遣事業
オ フィットネスクラブコンサルタント事業
- 4 指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：市民活躍支援課】

議案第141号 指定管理者の指定について（城跡公園足助城）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、城跡公園足助城の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 城跡公園足助城
- 2 指定管理者となる団体 豊田市足助町宮平26番地1
株式会社三州足助公社
代表取締役 岡村 達司
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

【備考】

- 1 株式会社三州足助公社の概要
 - (1) 設立年月 平成16年5月
 - (2) 資本金 50,000,000円
 - (3) 従業員数 39名
 - (4) 事業内容 ア 地方公共団体から委託を受けた施設の管理運営
イ 宿泊施設及び飲食店の経営
ウ ハム等の食肉加工及びパン類の製造販売
エ 食品、民芸品等の特産品の開発及び販売
オ 農産物、炭及び竹の生産及び加工販売
カ 鍛冶製品及び木製工芸品の製造販売
キ 各種イベントの企画、制作及び運営
ク 広告及び宣伝に関する企画及び制作
ケ 市町村の産業振興、教育文化等のまちづくり施策に関する調査研究及びコンサルティング業務
コ 関係団体等から委託を受けた業務
サ アからコまでに附帯し、又は関連する一切の業務
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第3号該当
- 3 指定手続条例第2条第3号
当該施設における事業運営に相当な知識及び経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められるとき。

【担当課：足助支所】

議案第142号 指定管理者の指定について（豊田市棒の手会館及び猿投棒の手ふれあい広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市棒の手会館及び猿投棒の手ふれあい広場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市棒の手会館
 (2) 猿投棒の手ふれあい広場（ふれあいホール、テニスコート及び広場に限り。）
- 2 指定管理者となる団体 豊田市松ヶ枝町三丁目30番地
 ホームックス株式会社
 代表取締役 餅原 幹也
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：文化財課】

議案第143号 指定管理者の指定について（豊田市民芸館ほか3施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市民芸館ほか3施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市民芸館
(2) 豊田市本多記念民芸の森
(3) 豊田市平戸橋いこいの広場
(4) 平戸橋公園（豊田市民芸館施設条例第2条に規定する豊田市民芸館に係る部分を除く。）
- 2 指定管理者となる団体 岐阜県岐阜市藪田南三丁目7番20号
株式会社技研サービス
代表取締役 棚橋 泰之
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

【備考】

- 1 株式会社技研サービスの概要
 - (1) 設立年月 昭和39年2月
 - (2) 資本金 20,000,000円
 - (3) 従業員数 107名
 - (4) 事業内容
ア 施設管理運営業務
イ 清掃業務
ウ 設備管理業務
エ 環境衛生業務
オ 警備業務
カ 特殊業務
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
公募（2名）

【担当課：博物館準備課】

議案第 1 4 4 号 指定管理者の指定について（豊田市旭総合体育館ほか 3 施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市旭総合体育館ほか 3 施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市旭総合体育館
(2) 豊田市旭武道場
(3) 豊田市旭弓道場
(4) 矢作川島崎公園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市喜多町六丁目 6 1 番地 1
公益社団法人豊田市シルバー人材センター
会長 幸村 的美
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

【備考】

- 1 公益社団法人豊田市シルバー人材センターの概要
 - (1) 設立年月 昭和 5 5 年 1 0 月
 - (2) 職員数 1 4 名
 - (3) 事業内容 ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための当該就業の機会の確保及び組織的提供、豊田市の公の施設の指定管理業務、職業紹介事業並びに一般労働者派遣事業
イ 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習
ウ 高齢者の就業に関する調査研究及び相談
エ 高齢者の安全かつ適正な就業を推進するための事故防止の啓発
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第 2 条第 5 号該当
- 3 指定手続条例第 2 条第 5 号
施設の性質、設置目的及び当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。

【担当課：旭支所】

議案第145号 指定管理者の指定について（豊田市高岡公園体育館ほか2施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市高岡公園体育館ほか2施設の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称 | (1) 豊田市高岡公園体育館
(2) 豊田市若園運動広場
(3) 高岡公園 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市松ヶ枝町三丁目30番地
ホームックス株式会社
代表取締役 餅原 幹也 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：スポーツ振興課】

議案第146号 指定管理者の指定について（豊田市東山体育センターほか2施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市東山体育センターほか2施設の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称 | (1) 豊田市東山体育センター
(2) 豊田市古瀬間運動広場
(3) 豊田市東山運動広場 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市宝来町四丁目758番地10
特定非営利活動法人美里スポーツクラブ
理事長 吉田 信也 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 特定非営利活動法人美里スポーツクラブの概要 | |
| | (1) 設立年月 | 平成19年2月 |
| | (2) 基本財産 | 21,800,000円 |
| | (3) 職員数 | 5名 |
| | (4) 事業内容 | ア 各種スポーツスクール・サークル運営事業
イ Futureプロジェクト運営事業
ウ 調査・広報事業
エ クラブハウス運営事業
オ 豊田市東山体育センター・豊田市古瀬間運動広場・豊田市東山運動広場管理運営事業
カ 健康増進教室等市委託運営事業
キ 飲料水販売事業 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第2条第2号該当 |
| 3 | 指定手続条例第2条第2号 | 当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。 |

【担当課：スポーツ振興課】

議案第147号 指定管理者の指定について（豊田市藤岡体育センターほか3施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市藤岡体育センターほか3施設の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称 | (1) 豊田市藤岡体育センター
(2) 豊田市藤岡運動広場
(3) 豊田市藤岡総合グラウンド野球場
(4) 豊田市藤岡テニスコート |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市松ヶ枝町三丁目28番地1
株式会社都市環境サービス
代表取締役 福田 英治 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

- | | |
|-----|--|
| 1 | 株式会社都市環境サービスの概要 |
| (1) | 設立年月 昭和47年9月 |
| (2) | 資本金 3,000,000円 |
| (3) | 従業員数 80名 |
| (4) | 事業内容
ア ビル清掃業務
イ 総合管理業務
ウ 産業廃棄物運搬業務
エ 一般廃棄物運搬業務 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法
公募(1名) |

【担当課：藤岡支所】

議案第148号 指定管理者の指定について（豊田市五ヶ丘運動広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市五ヶ丘運動広場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市五ヶ丘運動広場
- 2 指定管理者となる団体 豊田市八幡町一丁目20番地
公益財団法人豊田市スポーツ協会
会長 磯谷 裕司
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 公益財団法人豊田市スポーツ協会の概要
 - (1) 設立年月 昭和56年3月
 - (2) 基本財産 589,900,000円
 - (3) 職員数 11名
 - (4) 事業内容 ア 市民のニーズに合わせた様々なスポーツを実施する機会及び場の提供
イ 市民にスポーツを観戦する機会の提供
ウ スポーツに関する環境整備及び活動支援
エ スポーツに関する普及、啓発及び情報発信
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：スポーツ振興課】

議案第149号 指定管理者の指定について（豊田市稲武夏焼グラウンド及び豊田市農林漁家高齢者センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市稲武夏焼グラウンド及び豊田市農林漁家高齢者センターの指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称 | (1) 豊田市稲武夏焼グラウンド
(2) 豊田市農林漁家高齢者センター |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市喜多町六丁目61番地1
公益社団法人豊田市シルバー人材センター
会長 幸村 的美 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法

- (1) 豊田市稲武夏焼グラウンド
指定手続条例第2条第5号該当
- (2) 豊田市農林漁家高齢者センター
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：稲武支所】

議案第150号 指定管理者の指定について（豊田市藤岡山村広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市藤岡山村広場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市藤岡山村広場
- 2 指定管理者となる団体 豊田市石畳町池ノ平318番地1
藤岡石畳地区地域づくり協議会
会長 山中 正三
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 藤岡石畳地区地域づくり協議会の概要
 - (1) 設立年月 平成18年4月
 - (2) 会員数 2,790名
 - (3) 事業内容 豊田市石畳ふれあい広場及び豊田市藤岡山村広場を中心とした地域のまちづくり活動
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：藤岡支所】

議案第151号 指定管理者の指定について（豊田市下山西部プール）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市下山西部プールの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市下山西部プール
- 2 指定管理者となる団体 豊田市松ヶ枝町三丁目1番地3
株式会社日本クリーナー
代表取締役 柴田 久尚
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 株式会社日本クリーナーの概要
 - (1) 設立年月 昭和53年10月
 - (2) 資本金 10,000,000円
 - (3) 従業員数 23名
 - (4) 事業内容
ア 環境衛生管理
イ 設備管理及び一般建設工事
ウ 保安警備及び防災管理
エ 人材派遣及びファシリティマネジメント
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：下山支所】

議案第152号 指定管理者の指定について（とよた市民活動センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、とよた市民活動センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 とよた市民活動センター
- 2 指定管理者 豊田市平戸橋町馬場瀬69番地1
となる団体 合同会社なんつな
 代表社員 西村 新
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 合同会社なんつなの概要
 - (1) 設立年月 令和5年4月
 - (2) 基本財産 270,000円
 - (3) 従業員数 3名
 - (4) 事業内容 ア 人的交流イベントの企画及び開催
 イ 共同事業のコーディネート・コンサルティング業務
 ウ まちづくり、起業、共同事業等に関する調査研究及び
 発信
 エ 新商品の開発、企画、立案及び販売調査の受託
 オ 飲食業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
 公募（2名）

【担当課：市民活躍支援課】

議案第 153 号 指定管理者の指定について（豊田市西部コミュニティセンター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市西部コミュニティセンターの指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称 | 豊田市西部コミュニティセンター |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市本新町七丁目48番地6
株式会社豊田ほっとかん
代表取締役社長 田中 茂樹 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

- | | |
|-----|---|
| 1 | 株式会社豊田ほっとかんの概要 |
| (1) | 設立年月 平成7年2月 |
| (2) | 資本金 200,000,000円 |
| (3) | 従業員数 44名 |
| (4) | 事業内容 |
| | ア 特定民間施設の経営 |
| | イ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣等業務 |
| | ウ 介護保険法による指定通所介護事業、指定介護予防通所介護事業、指定特定施設入居者生活介護事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業及び指定居宅介護支援事業 |
| | エ 保育所及び託児所の運営 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 |
| | 指定手続条例第2条第5号該当 |

【担当課：地域支援課】

議案第154号 指定管理者の指定について（豊田市高岡コミュニティセンターほか2施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市高岡コミュニティセンターほか2施設の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称 | (1) 豊田市高岡コミュニティセンター（豊田市コミュニティセンター条例別表第1に掲げる施設に限る。）
(2) 豊田市六鹿会館
(3) 豊田市高岡運動広場 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
アクティオ株式会社
代表取締役社長 淡野 文孝 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | アクティオ株式会社の概要 | |
| | (1) 設立年月 | 昭和62年2月 |
| | (2) 資本金 | 99,000,000円 |
| | (3) 従業員数 | 100名 |
| | (4) 事業内容 | ア 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託
イ 美術館、博物館等の文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等の運営に関する業務
ウ 商業施設、レジャー施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等の運営に関する業務
エ 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事、イベント等の調査、企画立案及び実施運営並びに事務局に関する業務
オ 都市計画、都市再開発及び緑化工事の設計管理の受託業務
カ 広告代理店業務
キ 総合警備保障業務 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | 公募（1名） |

【担当課：高岡支所】

議案第 155 号 指定管理者の指定について（豊田市高橋コミュニティセンター及び加茂川公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市高橋コミュニティセンター及び加茂川公園の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称 | （１）豊田市高橋コミュニティセンター（豊田市コミュニティセンター条例別表第１に掲げる施設に限る。）
（２）加茂川公園 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市松ヶ枝町三丁目３０番地
ホームックス株式会社
代表取締役 餅原 幹也 |
| 3 | 指定の期間 | 令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
公募（１名）

【担当課：高橋支所】

議案第156号 指定管理者の指定について（豊田市自然観察の森）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市自然観察の森の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市自然観察の森
- 2 指定管理者となる団体 とよたの自然パートナーズ
代表者 東京都世田谷区桜新町二丁目22番3号NDSビル
株式会社地域環境計画
代表取締役 高塚 敏
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 とよたの自然パートナーズの構成員
 - (1) 株式会社地域環境計画
 - (2) 株式会社塚原緑地研究所
- 2 株式会社地域環境計画の概要
 - (1) 設立年月 昭和56年6月
 - (2) 資本金 10,000,000円
 - (3) 従業員数 130名
 - (4) 事業内容 自然環境調査、緑地計画調査並びに野生生物の保護及び管理
- 3 株式会社塚原緑地研究所の概要
 - (1) 設立年月 昭和60年12月
 - (2) 資本金 50,000,000円
 - (3) 従業員数 257名
 - (4) 事業内容 造園、都市計画及び地方計画、林業、農業、土木、建築等に関する調査及び研究並びに建設コンサルタント業務
- 4 指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：環境政策課】

議案第157号 指定管理者の指定について（豊田市百年草）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市百年草の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市百年草（老人デイサービスセンターを除く。）
- 2 指定管理者となる団体 豊田市足助町宮平26番地1
株式会社三州足助公社
代表取締役 岡村 達司
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：足助支所】

議案第158号 指定管理者の指定について（豊田市藤岡ふれあいの館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市藤岡ふれあいの館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市藤岡ふれあいの館
- 2 指定管理者となる団体 豊田市松ヶ枝町三丁目30番地
ホームックス株式会社
代表取締役 餅原 幹也
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：藤岡支所】

議案第159号 指定管理者の指定について（市営駐輪場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、市営駐輪場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称
 - (1) 愛環梅坪駅駐輪場
 - (2) 梅坪駅北駐輪場
 - (3) 梅坪駅南第1駐輪場
 - (4) 梅坪駅南第2駐輪場
 - (5) 上挙母駅北駐輪場
 - (6) 上挙母駅西駐輪場
 - (7) 上挙母駅南駐輪場
 - (8) 永覚駅駐輪場
 - (9) 貝津駅駐輪場
 - (10) 上豊田駅西駐輪場
 - (11) 上豊田駅東駐輪場
 - (12) 越戸駅駐輪場
 - (13) 篠原駅駐輪場
 - (14) 猿投駅西駐輪場
 - (15) 猿投駅東駐輪場
 - (16) 四郷駅駐輪場
 - (17) 浄水駅南駐輪場
 - (18) 昭和町駐輪場
 - (19) 新上挙母駅駐輪場
 - (20) 新上挙母駅南駐輪場
 - (21) 新豊田駅駐輪場
 - (22) 新豊田駅バイク専用駐輪場
 - (23) 末野原駅駅前広場駐輪場
 - (24) 末野原駅西駐輪場
 - (25) 竹村駅駐輪場
 - (26) 土橋駅北第1駐輪場
 - (27) 土橋駅北第2駐輪場
 - (28) 土橋駅南第1駐輪場
 - (29) 土橋駅南第2駐輪場
 - (30) 土橋駅南第3駐輪場
 - (31) 豊田市駅東駐輪場
 - (32) 西町駐輪場
 - (33) 平戸橋駅駐輪場
 - (34) 保見駅駐輪場
 - (35) 三河上郷駅駐輪場
 - (36) 三河豊田駅北駐輪場
 - (37) 三河豊田駅南駐輪場
 - (38) 三河八橋駅駐輪場
 - (39) 八草駅駐輪場
 - (40) 若林駅駐輪場

	(41) 広瀬バス停駐輪場 (42) ふじのさと入口バス停駐輪場
2 指定管理者となる団体	名古屋市西区新福寺町一丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田 光男
3 指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
【備考】	
1 蔦井株式会社の概要	
(1) 設立年月	昭和39年3月
(2) 資本金	37,500,000円
(3) 従業員数	69名
(4) 事業内容	ア 有料自転車駐輪場及び自動車駐車場施設の運営、管理及び設置 イ 道路環境施設及び安全施設工事、一般土木工事、橋脚及び床版補強工事、伸縮装置工事その他道路工事 ウ 道路及び道路に附帯する施設の保全管理、清掃、雪氷対策、災害復旧工事その他調査設計施工 エ 休憩所、駐車場その他道路利用者に対する各種サービス施設の運営及び管理
2 指定管理者となる団体の選定方法	公募(1名)

【担当課：交通安全防犯課】

議案第160号 指定管理者の指定について（豊田市福祉センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市福祉センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市福祉センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市錦町一丁目1番地1
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
会長 幸村 的美
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会の概要
 - (1) 設立年月 昭和50年10月
 - (2) 基本財産 366,000,000円
 - (3) 職員数 160名
 - (4) 事業内容 ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：総務監査課】

議案第161号 指定管理者の指定について（豊田市老人福祉センター豊寿園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市老人福祉センター豊寿園の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市老人福祉センター豊寿園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市錦町一丁目1番地1
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
会長 幸村 的美
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：高齢福祉課】

議案第162号 指定管理者の指定について（豊田市老人福祉センターぬくもりの里ほか6施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市老人福祉センターぬくもりの里ほか6施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市老人福祉センターぬくもりの里
(2) 足助まめだ館
(3) 豊田市百年草（老人デイサービスセンターに限る。）
(4) 豊田市稲武福祉センター
(5) 豊田市小原福祉センターふくしの里
(6) 豊田市下山保健福祉センターまどいの丘
(7) 豊田市藤岡福祉センターふじのさと
- 2 指定管理者となる団体 豊田市錦町一丁目1番地1
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
会長 幸村 的美
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法

- (1) 豊田市老人福祉センターぬくもりの里、足助まめだ館、豊田市稲武福祉センター、豊田市小原福祉センターふくしの里、豊田市下山保健福祉センターまどいの丘及び豊田市藤岡福祉センターふじのさと
指定手続条例第2条第3号該当
- (2) 豊田市百年草（老人デイサービスセンターに限る。）
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：総務監査課】

議案第163号 指定管理者の指定について（豊田市東山デイサービスセンター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市東山デイサービスセンターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市東山デイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体 春日井市廻間町字神屋洞703番地1
社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会
理事長 西村 眞
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会の概要
 - (1) 設立年月 昭和27年5月
 - (2) 基本金 2,600,000円
 - (3) 職員数 725名
 - (4) 事業内容
ア 第一種社会福祉事業
イ 第二種社会福祉事業
ウ 公益事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：高齢福祉課】

議案第164号 指定管理者の指定について（豊田市高齢者温泉休養施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市高齢者温泉休養施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市高齢者温泉休養施設
- 2 指定管理者となる団体 豊田市平畑町下里156番地7
株式会社平畑温泉観光サービス
代表取締役 山田 浩也
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 株式会社平畑温泉観光サービスの概要
 - (1) 設立年月 昭和62年2月
 - (2) 資本金 15,000,000円
 - (3) 従業員数 8名
 - (4) 事業内容 ア 旅館業
イ 飲食店業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：高齢福祉課】

議案第165号 指定管理者の指定について（豊田市障害者総合福祉会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市障害者総合福祉会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市障害者福祉会館
 (2) サン・アビリティーズ豊田
- 2 指定管理者 豊田市錦町一丁目1番地1
 となる団体 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
 会長 幸村 的美
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：障がい福祉課】

議案第166号 指定管理者の指定について（豊田市さくらワークス）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市さくらワークスの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市さくらワークス
- 2 指定管理者となる団体 豊田市住吉町平和77番地2
社会福祉法人こじま福祉会
理事長 小島 栄二
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 社会福祉法人こじま福祉会の概要
 - (1) 設立年月 昭和46年5月
 - (2) 基本財産 1,237,295,793円
 - (3) 職員数 43名
 - (4) 事業内容 第二種社会福祉事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：障がい福祉課】

議案第167号 指定管理者の指定について（豊田市障害者総合支援センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市障害者総合支援センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) けやきワークス
(2) 第二ひまわり
(3) 暖
- 2 指定管理者となる団体 豊田市西山町二丁目19番地
社会福祉法人豊田市福祉事業団
理事長 高橋 脩
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 社会福祉法人豊田市福祉事業団の概要
 - (1) 設立年月 平成6年4月
 - (2) 基本財産 10,000,000円
 - (3) 職員数 130名
 - (4) 事業内容 第二種社会福祉事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：障がい福祉課】

議案第168号 指定管理者の指定について（豊田市こども発達センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市こども発達センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市こども発達センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市西山町二丁目19番地
社会福祉法人豊田市福祉事業団
理事長 高橋 脩
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第1号該当
- 2 指定手続条例第2条第1号
専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。

【担当課：障がい福祉課】

議案第169号 指定管理者の指定について（豊田市知的障害者グループホーム喜多ハウス）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市知的障害者グループホーム喜多ハウスの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市知的障害者グループホーム喜多ハウス
- 2 指定管理者となる団体 豊田市西山町二丁目19番地
社会福祉法人豊田市福祉事業団
理事長 高橋 脩
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：障がい福祉課】

議案第170号 指定管理者の指定について（豊田市福祉就業センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市福祉就業センターの指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 施設の名称 | (1) 豊田市福祉就業センターふれあいの家
(2) 豊田市福祉就業センター山室花はうす |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市喜多町六丁目61番地1
公益社団法人豊田市シルバー人材センター
会長 幸村 的美 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：市民活躍支援課】

議案第171号 指定管理者の指定について（豊田市高岡農村環境改善センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市高岡農村環境改善センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市高岡農村環境改善センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市高岡町長根17番地
農村環境改善センター管理協会
理事長 三浦 孝司
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 農村環境改善センター管理協会の概要
 - (1) 設立年月 昭和61年7月
 - (2) 職員数 5名
 - (3) 事業内容 豊田市高岡農村環境改善センターの管理運営を通じた地域の振興に関すること。
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：農地整備課】

議案第 172 号 指定管理者の指定について（下山トレーニングセンター及び下山運動場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、下山トレーニングセンター及び下山運動場の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称 | (1) 下山トレーニングセンター
(2) 下山運動場 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市大沼町船橋35番地1
しもやまスポーツクラブ
会長 千原 誠治 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | しもやまスポーツクラブの概要 | |
| | (1) 設立年月 | 平成18年4月 |
| | (2) 職員数 | 13名 |
| | (3) 事業内容 | ア スポーツ、健康づくり及び文化活動に関する事業
イ 下山トレーニングセンター及び下山運動場の管理運営 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第2条第2号該当 |

【担当課：下山支所】

議案第 173 号 指定管理者の指定について（豊田市どんぐりの里いなぶ）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市どんぐりの里いなぶの指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称 | 豊田市どんぐりの里いなぶ |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市武節町針原 22 番地 1
株式会社どんぐりの里いなぶ
代表取締役 佐藤 伸政 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

【備考】

- | | | |
|-----|------------------|--|
| 1 | 株式会社どんぐりの里いなぶの概要 | |
| (1) | 設立年月 | 平成 10 年 2 月 |
| (2) | 資本金 | 10,000,000 円 |
| (3) | 従業員数 | 17 名 |
| (4) | 事業内容 | ア 地方公共団体から委託を受けた施設の管理運営
イ 温泉保養施設の管理運営
ウ 農林水産物の生産、加工及び販売
エ 宿泊休憩施設、食堂及び売店の経営
オ 建物の賃貸及び管理 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第 2 条第 3 号該当 |

【担当課：稲武支所】

議案第174号 指定管理者の指定について（豊田市稲武どんぐり工房）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市稲武どんぐり工房の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市稲武どんぐり工房
- 2 指定管理者となる団体 豊田市稲武町竹ノ下1番地1
いなぶ観光協会
会長 大内 政春
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 いなぶ観光協会の概要
 - (1) 設立年月 昭和49年3月
 - (2) 職員数 8名
 - (3) 事業内容 ア 観光に関する情報及び資料の収集調査並びにこれらの編集刊行
イ 観光地の紹介及び宣伝並びに観光客の誘致
ウ 観光資源の調査
エ 観光に関する施設の設置又は管理運営
オ 観光に関する行事の実施
カ 観光事業に従事する者の資質向上
キ 観光土産品の改善指導
ク 観光に関する諸団体との連携
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：稲武支所】

議案第 175 号 指定管理者の指定について（豊田市下山基幹集落センター
及び豊田市下山憩の家）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市下山基幹集落センター及び豊田市下山憩の家の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市下山基幹集落センター
 (2) 豊田市下山憩の家
- 2 指定管理者 豊田市喜多町六丁目61番地1
 となる団体 公益社団法人豊田市シルバー人材センター
 会長 幸村 的美
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法

- (1) 豊田市下山基幹集落センター
 指定手続条例第2条第5号該当
- (2) 豊田市下山憩の家
 指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：下山支所】

議案第176号 指定管理者の指定について（王滝渓谷バーベキュー場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、王滝渓谷バーベキュー場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 王滝渓谷バーベキュー場
- 2 指定管理者となる団体 豊田市豊松町松原39番地
豊松町椿木地区
代表 蟹 久子
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 豊松町椿木地区の概要
 - (1) 設立年月 平成2年4月
 - (2) 事業内容 ア 王滝渓谷椿木園地及び王滝渓谷王滝湖園地の清掃等
イ 王滝渓谷バーベキュー場の管理及び運営
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：商業観光課】

議案第177号 指定管理者の指定について（豊田市旭高原自然活用村）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市旭高原自然活用村の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市旭高原自然活用村
- 2 指定管理者となる団体 豊田市旭八幡町根山68番地1
株式会社旭高原
代表取締役 宇井 幹尚
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 株式会社旭高原の概要
 - (1) 設立年月 平成23年10月
 - (2) 資本金 40,000,000円
 - (3) 従業員数 15名
 - (4) 事業内容 ア 地方公共団体から委託を受けた施設の管理運営
イ 宿泊施設、自然体験施設及び飲食店の経営
ウ 農林産物の生産及び加工販売
エ 天文関係イベント並びに農林業及び自然体験イベントの企画、開催等
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：旭支所】

議案第178号 指定管理者の指定について（豊田市香嵐渓施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市香嵐渓施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市香嵐渓施設
- 2 指定管理者となる団体 豊田市足助町宮平26番地1
株式会社三州足助公社
代表取締役 岡村 達司
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：足助支所】

議案第179号 指定管理者の指定について（豊田市香恋の里）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市香恋の里の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称 | (1) 香恋の館
(2) 手づくり工房山遊里
(3) 下山ふるさと水と土ふれあい公園 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市羽布町鬼ノ平5番地
株式会社香恋の里
代表取締役社長 藤井 美彰 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 株式会社香恋の里の概要 | |
| | (1) 設立年月 | 平成8年4月 |
| | (2) 資本金 | 29,000,000円 |
| | (3) 従業員数 | 6名 |
| | (4) 事業内容 | ア 豊田市香恋の里の管理運営
イ 地域の農水産物等を利用した新たな特産品、料理等の研究開発及び製造販売
ウ 地域の活性化を図るためのイベントの実施 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | |
| | 指定手続条例第2条第3号該当 | |

【担当課：下山支所】

議案第180号 指定管理者の指定について（猿投公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、猿投公園の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 猿投公園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市八幡町一丁目20番地
公益財団法人豊田市スポーツ協会
会長 磯谷 裕司
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：スポーツ振興課】

議案第181号 指定管理者の指定について（中央公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、中央公園の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称 | 中央公園 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市千石町七丁目2番地
株式会社豊田スタジアム
代表取締役社長 田村 誠 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

- | | | |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 株式会社豊田スタジアムの概要 | |
| (1) | 設立年月 | 平成12年9月 |
| (2) | 資本金 | 100,000,000円 |
| (3) | 従業員数 | 18名 |
| (4) | 事業内容 | ア 都市公園施設及びスポーツ施設の管理運営の受託
イ 貸館営業
ウ 各種イベントの企画、開催、チケット販売及びコンサルティング |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第2条第3号該当 |

【担当課：スポーツ振興課】

議案第182号 指定管理者の指定について（毘森公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、毘森公園の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 毘森公園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市八幡町一丁目20番地
公益財団法人豊田市スポーツ協会
会長 磯谷 裕司
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：スポーツ振興課】

議案第183号 指定管理者の指定について（柳川瀬公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、柳川瀬公園の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 柳川瀬公園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市畝部東町稲荷37番地1
特定非営利活動法人かみごうスポーツクラブ
理事長 都築 繁雄
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 特定非営利活動法人かみごうスポーツクラブの概要
 - (1) 設立年月 平成30年3月
 - (2) 職員数 2名
 - (3) 事業内容 ア 各種研修会、講習会、イベント等の開催
イ スポーツ教室、スポーツ大会等の開催
ウ クラブハウスの運営
エ スポーツ施設の管理運営
オ スポーツ活動に関する学校施設利用支援事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：スポーツ振興課】

議案第184号 市道の廃止に係る承諾について

【要旨】

市道認定の区域を見直すため、恵那市道路線の廃止を承諾する。

廃止承諾路線数 2路線

整理 番号	路線名	起 終 点 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
1	上矢作町83号線	恵那市上矢作町小田子字 大平下531番3地先 豊田市押山町日向189 番3地先	228.6	4.8 (4.5～10.4)
2	串原40号線	恵那市串原字川ヶ渡22 50番1地先 豊田市時瀬町日影43番 地先	375.9	6.5 (6.0～12.5)

【担当課：土木管理課】

議案第185号 豊田市健康増進計画の策定について

【要旨】

社会経済環境の変化に的確に対応し、市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、新たな豊田市健康増進計画を定める。

1 計画の策定目的

生活習慣及び社会環境の改善を通して、全ての市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる社会を実現するため、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、健康増進法に基づく健康増進計画であり、食育基本法に基づく食育推進計画及び自殺対策基本法に基づく自殺対策計画を包含します。豊田市総合計画を始めとする本市の関連計画とも連携して、市民の健康づくりを支えていきます。

3 計画の期間

令和6年度から令和11年度まで

4 基本理念

「まちぐるみ 心とからだの 健康づくり ～元気な未来 ずっとキラキラ～」

5 基本目標

- (1) 健康への関心をより高める
- (2) 健康づくりの取組を持続する
- (3) 健康づくりの輪を広げる

6 重点方針

- (1) 幅広い世代を対象とした健康教育・啓発の推進
- (2) 多様なつながりによる健康づくりの推進

7 重点取組

- (1) 若者・働く世代等の健康づくりの推進
- (2) 地域、ボランティア、民間事業者等による健康づくりの推進
- (3) 新たなつながりの創出による健康づくりの推進
- (4) 多様な支え合いによる生きることの包括的支援の推進
- (5) ICTを活用した健康づくりの推進

8 施策メニュー

(1) 個人で取り組む

- ア 健診（検診）受診・保健指導の推進
- イ 身体活動・運動の推進
- ウ こころの健康づくりの推進
- エ 栄養・食生活の改善、食育の推進
- オ 歯・口の健康づくりの推進
- カ 飲酒、喫煙、薬物乱用防止等に関する啓発の推進

(2) みんなで取り組む

- ア 地域等との連携
- イ 支援機関等との連携
- ウ 民間事業者等との連携
- エ 健康づくりを支える人材の育成

9 指標と評価

(1) 基本指標

本計画が目指す最も重要な指標として、「健康寿命の延伸」、「健康づくりに取り組む市民の増加」、「主観的健康感（観）の向上」及び「自殺死亡率の低下」を設定します。

(2) 重要指標

重点取組の推進を評価する指標として、重点取組ごとに「重要指標」を設定します。

(3) 参考指標

施策メニューの各項目に対する評価指標として、「参考指標」を設定します。

【担当課：（保）総務課】

3 同意

同意第10号 人権擁護委員の推薦について

【要旨】

人権擁護委員として次の者を推薦する。

推薦する者

岩 附 まゆみ	(再任)	加 藤 昭 孝	(再任)
近 藤 文 彦	(新任)	佐 藤 祐 子	(再任)
仲 井 昌 美	(新任)	三 宅 八千代	(再任)

【備考】

猪塚美佐子委員、岩附まゆみ委員、小笠原政巳委員、加藤昭孝委員、佐藤祐子委員及び三宅八千代委員が令和6年3月31日付けで任期満了となるため

【担当課：市民相談課】

議 員 各 位

豊田市長 太田 稔彦

令和 5 年 1 2 月市議会定例会議案等の訂正について（通知）

先に配布しました「令和 5 年 1 2 月市議会定例会提出議案の要旨（資料 1）」に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正をお願いいたします。

記

- 1 令和 5 年 1 2 月市議会定例会提出議案の要旨（資料 1）の正誤
 (1) 議案第 1 4 4 号 指定管理者の指定について（豊田市旭総合体育館ほか 3 施設）
 2 8 頁 備考の欄 2 及び 3

誤	2 指定管理者となる団体の選定方法 指定手続条例第 2 条第 5 号該当 3 指定手続条例第 2 条第 5 号 <u>施設の性質、設置目的及び当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。</u>
正	2 指定管理者となる団体の選定方法 指定手続条例第 2 条第 2 号該当 3 指定手続条例第 2 条第 2 号 <u>当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。</u>

- (2) 議案第 1 4 6 号 指定管理者の指定について（豊田市東山体育センターほか 2 施設）
 3 0 頁 備考の欄 3

誤	3 指定手続条例第 2 条第 2 号 <u>当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。</u>
正	削除

(3) 議案第149号 指定管理者の指定について（豊田市稲武夏焼
 グラウンド及び豊田市農林漁家高齢者センター）
 33頁 備考の欄

誤	<p>— 指定管理者となる団体の選定方法 (1) 豊田市稲武夏焼グラウンド 指定手続条例第2条第5号該当 (2) 豊田市農林漁家高齢者センター 指定手続条例第2条第2号該当</p>
正	<p>1 指定管理者となる団体の選定方法 (1) 豊田市稲武夏焼グラウンド 指定手続条例第2条第5号該当 (2) 豊田市農林漁家高齢者センター 指定手続条例第2条第2号該当</p> <p>2 <u>指定手続条例第2条第5号</u> <u>施設の性質、設置目的及び当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。</u></p>

議案第 1 4 4 号 指定管理者の指定について（豊田市旭総合体育館ほか 3 施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市旭総合体育館ほか 3 施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市旭総合体育館
(2) 豊田市旭武道場
(3) 豊田市旭弓道場
(4) 矢作川島崎公園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市喜多町六丁目 6 1 番地 1
公益社団法人豊田市シルバー人材センター
会長 幸村 的美
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

【備考】

- 1 公益社団法人豊田市シルバー人材センターの概要
 - (1) 設立年月 昭和 5 5 年 1 0 月
 - (2) 職 員 数 1 4 名
 - (3) 事業内容 ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための当該就業の機会の確保及び組織的提供、豊田市の公の施設の指定管理業務、職業紹介事業並びに一般労働者派遣事業
イ 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習
ウ 高齢者の就業に関する調査研究及び相談
エ 高齢者の安全かつ適正な就業を推進するための事故防止の啓発
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第 2 条第 2 号該当
- 3 指定手続条例第 2 条第 2 号
当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。

【担当課：旭支所】

議案第146号 指定管理者の指定について（豊田市東山体育センターほか2施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市東山体育センターほか2施設の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称 | (1) 豊田市東山体育センター
(2) 豊田市古瀬間運動広場
(3) 豊田市東山運動広場 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市宝来町四丁目758番地10
特定非営利活動法人美里スポーツクラブ
理事長 吉田 信也 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

- | | |
|-----|--|
| 1 | 特定非営利活動法人美里スポーツクラブの概要 |
| (1) | 設立年月 平成19年2月 |
| (2) | 基本財産 21,800,000円 |
| (3) | 職員数 5名 |
| (4) | 事業内容 |
| | ア 各種スポーツスクール・サークル運営事業 |
| | イ Futureプロジェクト運営事業 |
| | ウ 調査・広報事業 |
| | エ クラブハウス運営事業 |
| | オ 豊田市東山体育センター・豊田市古瀬間運動広場・豊田市東山運動広場管理運営事業 |
| | カ 健康増進教室等市委託運営事業 |
| | キ 飲料水販売事業 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 |
| | 指定手続条例第2条第2号該当 |

【担当課：スポーツ振興課】

議案第149号 指定管理者の指定について（豊田市稲武夏焼グラウンド及び豊田市農林漁家高齢者センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市稲武夏焼グラウンド及び豊田市農林漁家高齢者センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市稲武夏焼グラウンド
(2) 豊田市農林漁家高齢者センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市喜多町六丁目61番地1
公益社団法人豊田市シルバー人材センター
会長 幸村 的美
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 指定管理者となる団体の選定方法
(1) 豊田市稲武夏焼グラウンド
指定手続条例第2条第5号該当
(2) 豊田市農林漁家高齢者センター
指定手続条例第2条第2号該当
- 2 指定手続条例第2条第5号
施設の性質、設置目的及び当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。

【担当課：稲武支所】

令和 5 年 1 2 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1	令和 5 年度一般会計補正予算（1 1 月 2 0 日専決）	1
2	令和 5 年度一般会計・特別会計補正予算（1 2 月補正）	9

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 5 年 1 1 月 2 2 日

令和5年度

豊田市一般会計補正予算資料

(11月20日専決)

令和5年度 11月20日専決 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計	193,061,457	2,510,000	195,571,457	73.0	73.3	豊専第31号	
特 別 会 計	国民健康保険	34,675,714	0	34,675,714	13.1	13.0	
	土地区画整理	土橋	465,075	0	465,075	0.2	0.2
		花園	2,006,691	0	2,006,691	0.8	0.8
	分譲住宅建設	10,090	0	10,090	0.0	0.0	
	卸売市場	240,892	0	240,892	0.1	0.1	
	水道水源保全	83,951	0	83,951	0.0	0.0	
	母子父子寡婦福祉	30,384	0	30,384	0.0	0.0	
	介護保険	26,891,760	0	26,891,760	10.2	10.1	
	財 産 区	盛岡	4,653	0	4,653	0.0	0.0
		賀茂	15,115	0	15,115	0.0	0.0
	後期高齢者医療	6,807,744	0	6,807,744	2.6	2.6	
	産業用地造成	40,392	0	40,392	0.0	0.0	
	小 計	71,272,461	0	71,272,461	27.0	26.7	
合 計 (一般会計+特別会計)	264,333,918	2,510,000	266,843,918	100.0	100.0		
企 業 会 計	水 道 事 業	収入	15,178,716	0	15,178,716	—	—
		支出	20,348,698	0	20,348,698	—	—
	下 水 道 事 業	収入	12,183,089	0	12,183,089	—	—
		支出	16,214,974	0	16,214,974	—	—
	支 出 合 計	36,563,672	0	36,563,672	—	—	
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	300,897,590	2,510,000	303,407,590	—	—		

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	104,572,913	0	104,572,913	54.2	53.5	
2 地 方 譲 与 税	1,324,600	0	1,324,600	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	27,000	0	27,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	630,000	0	630,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	539,000	0	539,000	0.3	0.3	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,739,000	0	1,739,000	0.9	0.9	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,610,000	0	11,610,000	6.0	5.9	
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	0	360,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環境性能割交付金	345,000	0	345,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	501,000	0	501,000	0.3	0.3	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	54,000	0	54,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	106,002	0	106,002	0.1	0.1	
15 使用料及び手数料	3,059,072	0	3,059,072	1.6	1.6	
16 国 庫 支 出 金	27,279,603	2,510,000	29,789,603	14.1	15.2	
17 県 支 出 金	13,259,081	0	13,259,081	6.9	6.8	
18 財 産 収 入	1,935,832	0	1,935,832	1.0	1.0	
19 寄 附 金	593,551	0	593,551	0.3	0.3	
20 繰 入 金	7,880,068	0	7,880,068	4.1	4.0	
21 繰 越 金	4,235,852	0	4,235,852	2.2	2.2	
22 諸 収 入	5,859,882	0	5,859,882	3.0	3.0	
23 市 債	7,000,000	0	7,000,000	3.6	3.6	
合 計	193,061,457	2,510,000	195,571,457	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	2,510,000	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金 低所得世帯支援分	2,130,000	0	2,130,000
		物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金 生活者支援・事業者支援分	380,000	0	380,000
合 計	2,510,000				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	877,732	0	877,732	0.5	0.4	
2 総 務 費	18,350,397	0	18,350,397	9.5	9.4	
3 民 生 費	67,172,856	2,130,000	69,302,856	34.8	35.4	
4 衛 生 費	19,377,842	0	19,377,842	10.0	9.9	
5 労 働 費	181,598	0	181,598	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	3,328,102	0	3,328,102	1.7	1.7	
7 商 工 費	5,571,302	380,000	5,951,302	2.9	3.0	
8 土 木 費	32,360,796	0	32,360,796	16.8	16.5	
9 消 防 費	7,164,262	0	7,164,262	3.7	3.7	
10 教 育 費	29,331,903	0	29,331,903	15.2	15.0	
11 災 害 復 旧 費	1,154,760	0	1,154,760	0.6	0.6	
12 公 債 費	7,659,907	0	7,659,907	4.0	3.9	
13 諸 支 出 金	30,000	0	30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.3	
合 計	193,061,457	2,510,000	195,571,457	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
3 民生費	2,130,000	物価高騰対応重点支援 給付金給付事務費	30,000	0	30,000
		物価高騰対応重点支援 給付金給付事業費補助金	2,100,000	0	2,100,000
7 商工費	380,000	キャッシュレスポイント 還元事業費	230,000	460,397	690,397
		宿泊事業者等支援事業費	150,000	150,000	300,000
合 計	2,510,000				

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,325,996	0	32,325,996	16.7	16.5	
物 件 費	38,641,121	30,000	38,671,121	20.0	19.8	
維 持 補 修 費	3,525,328	0	3,525,328	1.8	1.8	
扶 助 費	35,486,520	0	35,486,520	18.4	18.1	
補 助 費 等	26,410,528	2,480,000	28,890,528	13.7	14.8	
普通建設事業費	36,892,307	0	36,892,307	19.1	18.9	
災害復旧事業費	1,154,760	0	1,154,760	0.6	0.6	
公 債 費	7,659,907	0	7,659,907	4.0	3.9	
積 立 金	408,366	0	408,366	0.2	0.2	
投資及び出資金	1,079,000	0	1,079,000	0.6	0.6	
貸 付 金	190,000	0	190,000	0.1	0.1	
繰 出 金	8,787,624	0	8,787,624	4.6	4.5	
予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.3	
合 計	193,061,457	2,510,000	195,571,457	100.0	100.0	

令和5年度

豊田市 一般会計 補正予算資料
特別会計

(12月補正)

令和5年度12月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考		
一 般 会 計	195,571,457	2,298,396	197,869,853	73.3	73.5	議案第129号		
特 別 会 計	国民健康保険	34,675,714	72,540	34,748,254	13.0	12.9	議案第130号	
	土地区画整理	土橋	465,075	719	465,794	0.2	0.2	議案第131号
		花園	2,006,691	△13,749	1,992,942	0.8	0.7	
	分譲住宅建設	10,090	22,808	32,898	0.0	0.0	議案第132号	
	卸売市場	240,892	0	240,892	0.1	0.1		
	水道水源保全	83,951	0	83,951	0.0	0.0		
	母子父子寡婦福祉	30,384	0	30,384	0.0	0.0		
	介護保険	26,891,760	△10,782	26,880,978	10.1	10.0	議案第133号	
	財 産 区	盛岡	4,653	0	4,653	0.0	0.0	
		賀茂	15,115	0	15,115	0.0	0.0	
	後期高齢者医療	6,807,744	2,811	6,810,555	2.6	2.5	議案第134号	
産業用地造成	40,392	1,270	41,662	0.0	0.0	議案第135号		
小 計	71,272,461	75,617	71,348,078	26.7	26.5			
合 計 (一般会計+特別会計)	266,843,918	2,374,013	269,217,931	100.0	100.0			
企 業 会 計	水道事業	収入	15,178,716	0	15,178,716	—	—	
		支出	20,348,698	0	20,348,698	—	—	
	下水道事業	収入	12,183,089	0	12,183,089	—	—	
		支出	16,214,974	0	16,214,974	—	—	
	支出合計	36,563,672	0	36,563,672	—	—		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	303,407,590	2,374,013	305,781,603	—	—			

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	104,572,913	0	104,572,913	53.5	52.8	
2 地 方 譲 与 税	1,324,600	0	1,324,600	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	27,000	0	27,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	630,000	0	630,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	539,000	0	539,000	0.3	0.3	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,739,000	0	1,739,000	0.9	0.9	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,610,000	0	11,610,000	5.9	5.9	
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	0	360,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環境性能割交付金	345,000	0	345,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	501,000	0	501,000	0.3	0.3	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	54,000	0	54,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	106,002	0	106,002	0.1	0.1	
15 使用料及び手数料	3,059,072	0	3,059,072	1.6	1.5	
16 国 庫 支 出 金	29,789,603	136,000	29,925,603	15.2	15.1	
17 県 支 出 金	13,259,081	256,632	13,515,713	6.8	6.8	
18 財 産 収 入	1,935,832	0	1,935,832	1.0	1.0	
19 寄 附 金	593,551	0	593,551	0.3	0.3	
20 繰 入 金	7,880,068	17,829	7,897,897	4.0	4.0	
21 繰 越 金	4,235,852	1,829,024	6,064,876	2.2	3.1	
22 諸 収 入	5,859,882	58,911	5,918,793	3.0	3.0	
23 市 債	7,000,000	0	7,000,000	3.6	3.5	
合 計	195,571,457	2,298,396	197,869,853	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	136,000	障がい児入所給付費等 負担金	133,500	894,972	1,028,472
		社会資本整備総合交付金	2,500	2,611,811	2,614,311
17 県支出金	256,632	障がい児入所給付費等 負担金	66,750	447,486	514,236
		産前産後保険税負担金	835	0	835
		子ども医療助成費補助金	135,592	395,264	530,856
		心身障がい者医療助成費 補助金	53,455	345,796	399,251
20 繰入金	17,829	分譲住宅建設事業 特別会計繰入金	17,829	0	17,829
21 繰越金	1,829,024	前年度繰越金	1,829,024	4,235,852	6,064,876
22 諸収入	58,911	過年度収入	58,911	0	58,911
合計	2,298,396				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	877,732	14,702	892,434	0.4	0.5	
2 総 務 費	18,350,397	42,677	18,393,074	9.4	9.3	
3 民 生 費	69,302,856	1,732,033	71,034,889	35.4	35.9	
4 衛 生 費	19,377,842	309,124	19,686,966	9.9	9.9	
5 労 働 費	181,598	△ 7,219	174,379	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	3,328,102	2,260	3,330,362	1.7	1.7	
7 商 工 費	5,951,302	23,504	5,974,806	3.0	3.0	
8 土 木 費	32,360,796	5,148	32,365,944	16.5	16.4	
9 消 防 費	7,164,262	110,736	7,274,998	3.7	3.7	
10 教 育 費	29,331,903	65,431	29,397,334	15.0	14.9	
11 災 害 復 旧 費	1,154,760	0	1,154,760	0.6	0.6	
12 公 債 費	7,659,907	0	7,659,907	3.9	3.9	
13 諸 支 出 金	30,000	0	30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.3	
合 計	195,571,457	2,298,396	197,869,853	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
1 議会費	14,702	人件費（議員）	4,214	593,752	597,966
		人件費（一般職）	10,488	160,208	170,696
2 総務費	42,677	人件費（特別職・一般職）	42,677	5,488,430	5,531,107
3 民生費	1,732,033	人件費（一般職）	295,756	5,915,612	6,211,368
		子ども医療助成費	438,778	1,944,608	2,383,386
		心身障がい者医療助成費	106,912	859,697	966,609
		障がい者相談支援費	65,000	105,878	170,878
		保育所等給食費 軽減対策補助金	12,954	18,927	31,881
		児童発達支援費	267,000	1,576,311	1,843,311
		社会福祉費過年度 国県支出金返還金	251,441	0	251,441
		障がい者福祉費過年度 国県支出金返還金	87,790	0	87,790
		児童福祉費過年度 国県支出金返還金	216,202	0	216,202
		国民健康保険 特別会計繰出金	△ 1,829	2,403,527	2,401,698
		介護保険事業 特別会計繰出金	△ 10,782	4,126,754	4,115,972
		後期高齢者 特別会計繰出金	2,811	878,758	881,569
4 衛生費	309,124	人件費（一般職）	30,821	2,759,677	2,790,498
		任意予防接種費	50,500	47,046	97,546
		保健衛生費過年度 国県支出金返還金	218,850	0	218,850
		母子保健費過年度 国県支出金返還金	8,953	0	8,953
5 労働費	△ 7,219	人件費（一般職）	△ 7,219	45,060	37,841
6 農林水 産業費	2,260	人件費（一般職）	2,260	595,806	598,066
7 商工費	23,504	人件費（一般職）	23,504	358,981	382,485

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
8 土木費	5,148	人件費（一般職）	△ 3,742	2,563,474	2,559,732
		豊田市駅西口施設整備費	5,000	535,877	540,877
		住宅取得費補助金	13,000	54,000	67,000
		都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金	△ 13,030	1,250,055	1,237,025
		分譲住宅建設事業 特別会計繰出金	3,920	10,056	13,976
9 消防費	110,736	人件費（一般職）	110,736	4,719,521	4,830,257
10 教育費	65,431	人件費（特別職・一般職）	65,431	1,893,453	1,958,884
合計	2,298,396				

継続費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市計画費	豊田設 市整 駅備 西事 口業	4,266,000	令和 5	83,000
				6	1,700,000
				7	2,204,000
				8	279,000

継続費補正（変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
8 土木費	5 都市計画費	中央公園 第二期整備 基盤造成事業	600,000	令和 5	250,000	600,000	令和 5	250,000	
				6	350,000		6	100,000	
							7	250,000	
		豊田市駅西口 ペDESTリアン デッ 一部改築事業	1,300,000	4	60,000	800,000	4	60,000	
				5	440,000		5	362,000	
				6	600,000		6	230,000	
				7	200,000		7	148,000	

繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎施設保全事業	225,000
3 民生費	4 児童福祉費	トイレ改修事業 （東山こども園外1園）	54,770
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設事業 （市道豊田西部2号線）	90,000
10 教育費	8 文化体育費	総合体育館放水銃設備保全事業	4,000

債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

事項	期間	限度額
宅地等地価調査業務委託事業	令和6年度から 令和8年度まで	69,597
防災行政無線通信機器更新事業（同報系）	令和6年度から 令和7年度まで	1,253,890
防災行政無線通信機器取得事業（移動系）	令和6年度	166,711
若者サポートステーション運営業務委託事業	令和6年度	43,391

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,325,996	574,926	32,900,922	16.5	16.6	
物 件 費	38,671,121	53,257	38,724,378	19.8	19.6	
維 持 補 修 費	3,525,328	0	3,525,328	1.8	1.8	
扶 助 費	35,486,520	809,933	36,296,453	18.1	18.3	
補 助 費 等	28,890,528	861,190	29,751,718	14.8	15.0	
普通建設事業費	36,892,307	18,000	36,910,307	18.9	18.7	
災害復旧事業費	1,154,760	0	1,154,760	0.6	0.6	
公 債 費	7,659,907	0	7,659,907	3.9	3.9	
積 立 金	408,366	0	408,366	0.2	0.2	
投資及び出資金	1,079,000	0	1,079,000	0.6	0.5	
貸 付 金	190,000	0	190,000	0.1	0.1	
繰 出 金	8,787,624	△ 18,910	8,768,714	4.5	4.4	
予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.3	
合 計	195,571,457	2,298,396	197,869,853	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第130号 国民健康保険	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	7,425,221	△ 1,809	7,423,412
	2 国庫支出金	1	695	696
	3 県支出金	23,319,131	0	23,319,131
	4 財産収入	18	0	18
	5 繰入金	3,810,915	△ 1,829	3,809,086
	6 繰越金	20,000	75,483	95,483
	7 諸収入	100,428	0	100,428
	合計	34,675,714	72,540	34,748,254
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	369,230	△ 2,943	366,287
	2 保険給付費	23,030,073	0	23,030,073
	3 国民健康保険事業費納付金	10,867,206	75,483	10,942,689
	4 保健事業費	364,185	0	364,185
	5 基金積立金	18	0	18
6 諸支出金	40,002	0	40,002	
7 予備費	5,000	0	5,000	
合計	34,675,714	72,540	34,748,254	

(単位：千円)

議案第131号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	138,266	0	138,266
	2 負担金	90,000	0	90,000
	3 使用料及び手数料	90	0	90
	4 繰入金	231,809	719	232,528
	5 繰越金	4,893	0	4,893
	6 諸収入	17	0	17
	合計	465,075	719	465,794
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 土橋土地区画整理費	465,075	719	465,794
	合計	465,075	719	465,794
	都市計画事業 土地区画整理 (花 園)	(歳 入)		
款		補正前の額	補正額	計
1 事業収入		206,340	0	206,340
2 負担金		782,000	0	782,000
3 使用料及び手数料		80	0	80
4 繰入金		1,018,246	△ 13,749	1,004,497
5 繰越金		1	0	1
6 諸収入		24	0	24
合計		2,006,691	△ 13,749	1,992,942
(歳 出)				
款		補正前の額	補正額	計
1 花園土地区画整理費		2,006,691	△ 13,749	1,992,942
合計		2,006,691	△ 13,749	1,992,942

(単位：千円)

議案第132号 分譲住宅 建設事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	17,828	17,829
	2 使用料及び手数料	30	0	30
	3 繰入金	10,056	3,920	13,976
	4 繰越金	1	1,060	1,061
	5 諸収入	2	0	2
	合計	10,090	22,808	32,898
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 宅地造成費	9,990	4,979	14,969
	2 予備費	100	0	100
	3 諸支出金	0	17,829	17,829
	合計	10,090	22,808	32,898

(単位：千円)

議案第133号 介護保険事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 保険料	7,181,811	0	7,181,811
	2 手数料	1,150	0	1,150
	3 国庫支出金	4,953,728	0	4,953,728
	4 支払基金交付金	6,925,315	0	6,925,315
	5 県支出金	3,663,254	0	3,663,254
	6 財産収入	2,766	0	2,766
	7 寄附金	1	0	1
	8 繰入金	4,159,039	△ 10,782	4,148,257
	9 繰越金	1	0	1
	10 諸収入	4,695	0	4,695
	合計	26,891,760	△ 10,782	26,880,978
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	685,916	△ 9,265	676,651	
2 保険給付費	24,856,372	0	24,856,372	
3 地域支援事業費	1,328,033	△ 1,517	1,326,516	
4 基金積立金	1	0	1	
5 諸支出金	11,438	0	11,438	
6 予備費	10,000	0	10,000	
合計	26,891,760	△ 10,782	26,880,978	

(単位：千円)

議案第134号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	5,915,800	0	5,915,800
	2 繰入金	878,758	2,811	881,569
	3 繰越金	1,000	0	1,000
	4 諸収入	12,186	0	12,186
	合計	6,807,744	2,811	6,810,555
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	133,373	2,811	136,184
2 広域連合納付金	6,662,510	0	6,662,510	
3 諸支出金	11,861	0	11,861	
合計	6,807,744	2,811	6,810,555	
議案第135号 産業用地 造成事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 繰入金	40,390	0	40,390
	2 繰越金	1	1,270	1,271
	3 諸収入	1	0	1
	合計	40,392	1,270	41,662
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 産業用地造成費	40,392	1,270	41,662	
合計	40,392	1,270	41,662	